

# 穀物法批判の前提(下)

服部正治

- 一 はじめに——リカードウとマルサスとの穀物法論争——
- 二 ヨーロッパ諸国の穀物輸出入能力——ウィリアム・ジェイコブ——
- 三 農業改良と穀物自給率——G・R・ポーター——
- 四 穀物法廃止後の穀物価格と穀物輸入量——ジェイムズ・ウィルソンとトーマス・トゥック——
- 五 地主階級の穀物法批判——ジョン・ルーク——(以上前号)
- 六 農業改良と地代増加——J・R・マカロックとJ・S・ミル——(以下本号)
- 七 植民地産穀物優先政策——ウィリアム・ハスキソンとポウレット・スクロウプ——
- 八 おわりに——ふたたび、リカードウとマルサスとの穀物法論争——

## 六 農業改良と地代増加——J・R・マカロックとJ・S・ミル——

前節では、穀物法を廃止しても安価な外国穀物の流入によって国内穀価が下落することはないこと、また穀物輸入量は大量にはならぬことを前提にして、地主の側から穀物法廃止を主張する者が現われてきたことを示した。その代表者としてジョン・ルークをとりあげたが、彼の主張で注目すべきは、農業改良が地代増加をもたらすという論理を

うちたてようとしたことであつた。そして、この農業改良が地代増加をもたらすという論理は穀物法廃止の主張と次のように結びあわされてゐた。すなわち、穀物を含む自由貿易制度の確立は「世界の工場」イギリスの工業製品の輸出を大きく増加させ、その結果イギリス工業は発展する。そして穀物の自由貿易はイギリス農業に大きな打撃を与えないのだから、イギリス工業の発展は農産物への国内市場を拡大する。そしてこの市場の拡大は国内農業の経営の集中と合理化とを結果し、それに伴う投下資本の増大は農業の改良を進行させ、こうして地代の増加をも生みだす、というわけである。

だが、右のルークの議論のなかで、農業改良が地代増加を生みだすという結論は正しい理論的基礎づけを与えられてはいなかつた。というのは、この場合、穀物一単位は常に一定量の労働を支配し、そして支配労働が価値の尺度をなすので、それは常に同一の価値をもつと想定されていたからである。だが、農業改良が改良である以上、穀物の価値は必ず低下しなければならぬのであつて、解くべき課題はむしろ、農業改良の結果穀物一単位の価値が低下しているのに地代は増加しうるのかということである。そして、この点の追究は、本節で論ずるJ・R・マカロックとJ・S・ミルトにゆだねられたのである。だが、彼らの所説を検討する前に、(一)実際に、単位面積あたりの地代額は穀物法廃止の前後においていかに変動したのか、(二)リカードウによれば農業改良は——穀物法廃止↓安価な穀物の輸入とならんで——地代下落の一因とされているが、その論理はいかなるものだったのかをみておく必要がある。

地代は実際には、一定面積と一定の設備とをもつた農場の借地料として現われる。だからそれは、リカードウのいう厳密な意味での地代とは異なる。しかし、この意味での地代の統計資料はおそらく存在しないだろうし、農場の土壌・位置・面積・施設・耕作方法は無限に多様である。ここではR・J・トンブソンの資料<sup>(1)</sup>によって、極めて大ざつ

ばな単位面積あたりの地代額の変動の傾向をみることで満足せざるをえない。

トンブソンによれば、一エーカーあたりの地代額は一八〇—二〇年の期間は大きく上昇(約三六パーセント)した。ところが、二〇年代の小麦価格の急落(クォーターあたり一〇年代の八四シリングから五八シリングに)のなかで地代も低下し、そして、三〇年代は小麦価格の停滞(二〇年代の五八シリングから五七シリングに)のなかで地代も停滞した。ところが、三〇年代後半から四〇年代に入ると小麦価格の低下傾向(四〇年代前半は五四シリング、後半は五一シリング)にもかかわらず、地代は上昇しはじめた。そして穀物法廃止時には二〇年代はじめの地代水準を超えるところまで回復していた。この地代の上昇傾向は穀物法廃止後は一層顕著であり、小麦価格の長期的停滞・微減傾向(五〇年代は五四シリング、六〇・七〇年代は五一シリング)のなかで、地代は七〇年代後半にかけて一貫して上昇し、四六年から七八年の間に約二七パーセントの増加をみた。そして、つづく八〇年代からの小麦価格の暴落(八〇年代は三五シリング、九〇年代は二八シリング)のなかで地代も急落し、七〇年代はじめの水準から世紀末には約三〇パーセントの下落を被っていた。——以上の、トンブソンによる単位面積あたりの地代額の変動の記述のなかで注目すべきことは、小麦価格の長期的下落傾向のなかで、三〇年代後半から七〇年代後半にかけて地代額が上昇したという事実である。<sup>(2)</sup>

もちろん、こうした地代上昇の背景をなしたハイ・ファームिंगはその特徴のひとつとして、穀作から牧畜への移行を有してはいた。すなわち、マルクスのいうように「穀物法が廃止されてからイギリスでは耕作がますます集約化されて、そのとき一団の以前の小麦栽培地は別の諸目的、ことに牧場に振り向けられた」。しかし続いてマルクスのいうように、「これに反して小麦に最適な豊饒な地帯は排水やその他の改良を加えられた。こうして、小麦栽培のた

めの資本はより狭い地域に集中された<sup>(3)</sup>のであった。そして、この単位面積あたりの資本投下の増大——農業改良は、単位面積あたりの小麦收穫量を増大させ(特に一八四〇・五〇年代)<sup>(4)</sup>、この結果、小麦価格の低下傾向にもかかわらず、穀作を主とする地域においても単位面積あたりの地代額を上昇させた。

その理論的根拠は、三〇年代から七〇年代にかけて小麦価格の急落は生じず、また穀作面積の大減少も生じず、しかも単位面積あたりの資本投下が大きく増大したことに求められる。マルクスが『資本論』第三卷第六篇「超過利潤の地代への転化」で示したように、農業上の改良がおこなわれ穀物価格が低下しても、資本投下が増加し・かつ最劣等地の耕作が放棄されなければ(これは、投下資本増大↓生産物量増大——但し、農業改良のため生産物一単位あたりの価値は下落している——に需要増大が対応すると想定することを意味する)、地代総額も単位面積あたりの地代額も増加しうる。エンゲルスが述べているように「要するに、土地に投ぜられる資本が多ければ多いほど、……それだけ一エーカーあたりの地代も地代の総額もますます大きくなる。しかし、やはりエンゲルスのいうように「それは、ひとたび耕作されるようになった土地種類がすべて競争能力を保っているあいだのこと」にすぎず、七〇年代からの農業大不況の下で「ヨーロッパでは土地の一部分は穀物耕作では決定的に競争圏外に脱落し、地代はどこでも下が」つたのであった。<sup>(6)</sup>したがって、前節でみたジョン・ルークのように、穀物法を廃止しても安価な外国穀物の流入によって国内穀価が下落することはないこと、また穀物輸入量は大量にはならぬこと(むしろ、国内での穀物需要の増大の結果、国内穀物生産は増大すること)を前提として、農業改良が地代を増加させると主張することは可能だったのである。

しかしながらよく知られているように、リカードウにおいては農業改良は地代低下をもたらす一因とされていた。

その理由はこうである。

リカードウによれば、資本 $\parallel$ 労働維持ファンドの蓄積によって人口が増加すると穀物需要が増加し、その結果、穀物の市場価格が上昇し劣等地耕作が進行する、そうして劣等地耕作の進行は、穀物生産に必要な労働量を増加させることによって穀物の自然価格を上昇させるとともに、優良地での生産効率と最劣等地でのそれとの差を拡大することによって差額地代を上昇させる。そこでリカードウにとっては、劣等地耕作の進行を抑え穀物価格の上昇を抑える要因が地代上昇を抑えることになる。そしてリカードウは、穀物法廃止による安価な穀物の輸入とならんで農業改良をその一因とした。

農業改良については、リカードウはそれを二つに分ける。(一)土地の生産力を高めるような改良——それは「より巧妙な輪作とか肥料のよりすぐれた選択」といったものであって、こうした改良は一定量の穀物をより少ない土地から取得させる——、(二)土地の生産力を高めないが、一定量の穀物生産に必要な資本量を減らすような改良——それは「鋤や打穀機のような農具の改良、農耕用の馬の使用の節約、獣医学の進歩」といったものであって、土地に充用される資本自体にかかわるものである——、がそうである。そして、(一)の改良は各等級の土地からの生産量を増加させ、結局、最劣等地の耕作を不用にすることによって穀価を引下げるとともに穀物地代を減少させ、こうして地代を低下させる。(二)の改良は、穀物地代を減らさないかもしれないが穀価を引下げることによって地代を低下させる。こうして、農業改良は(一)(二)のいずれであっても即時的には、すなわちリカードウの言葉では、「需要の増加が伴わなければ」、地代を低下させるのである。<sup>(?)</sup>

農業改良が地代を低下させるといふ、右のリカードウの議論において注意すべきことは、農業改良がおこれば必ず

穀物生産に充用される資本量は従来より減少する——(一)の改良の場合には、最劣等地耕作から資本がひきあげられることよって、(二)の改良の場合には、各土地での充用資本量が減ることよって——と考えられている点である。つまり、農業改良がおこなわれる直前の時点において穀物需給は均衡しているのであるから、農業改良がおこった時点で以前と同一量の資本が穀物生産に向けられるならば以前より多量の穀物が生産されることになり、この増加した穀物に対する「需要の増加が伴わなければ」、以前と同一量の資本を穀物生産に向ける動機は存在しない、というわけである。したがってリカードウにとっては、農業改良がおこる直前の時点で穀物生産に向けられていた資本量より多くの資本量を投下しなければ穀物需要に応ぜられない程、穀物需要が大きく増加した「将来のある時期」においてはじめて農業改良は地代を上昇させるにすぎない。

すなわち、「農業上の改良……は将来のある時期に (at some future period) より高い地代を生む能力を土地に与えるであろう。なぜならば、食物の価格は「生産量がより少ない時と」同じであって多大の「食物の」追加量が存在するだろうからである。しかし、人口の増加が同じ割合になるまでは食物の追加量は要求されず、それゆえに地代は上昇せずに低下するであろう<sup>(8)</sup>。」とすると、「将来のある時期」をどう考えるかが問題となるが、それは結局、穀物生産の増大に穀物需要の増大がどのように対応すると想定するかという問題である。そして、リカードウはともかくも一度は最劣等地の耕作が放棄されると考えたのであった。しかしマルクスの場合には、生産物量の増大に需要の増大が対応してゆくと考えられている。すなわち、マルクスによれば、自分のあげた例の場合(生産物量は10↓22に増大)には「総生産物の増大に総需要が歩調を合わせて行く」という仮定には理由がある。その理由とは、(一)生産増大が一挙におこなわれる必要がない、(二)穀価下落による穀物需要の増大——「必要生活手段が安くなるのにつれてその

消費が増大しないということはまちがいである。イギリスでの穀物法の廃止……はその反対のことを証明している」——、(三)穀物の一部のアルコールとしての消費、(四)人口増加、もしくは穀物輸出、(五)安価な小麦が代替財の使用を抑え小麦需要を増す、といったことである<sup>(9)</sup>。

とすると、農業改良が地代下落をもたらすというか、それとも農業改良が地代上昇をもたらすというかは、生産増大に需要がどのように対応すると想定するかにかかっている。

(1) Robert J. Thompson, *An Inquiry into the Rent of Agricultural Land in England and Wales during the Nineteenth Century*, *Journal of the Royal Statistical Society*, vol. 70, December 1907.

(2) トンプソンの資料とはわずかの年度のちがいがあるが、次のチェンバースとミンゲイの記述もみよ。「対仏戦争の終結「一八一五年」と一八三五年頃との間は、多数の土地所有者には地代は不確実で、また……低下した期間であったが、その後には地代ははっきりと上昇し一八七九年にそのピークに達した」(J. D. Chambers & G. E. Mingay, *The Agricultural Revolution 1750-1880*, 1966, p. 167)。

(3) 『資本論』(大月書店版)第五分冊、八七六ページ。また、椎名重明『近代的土地所有』(東大出版会、一九七三年)第三章をみよ。

(4) E. L. Jones, *Agriculture and the Industrial Revolution*, 1974, p. 188.

(5) マルクスの説明については、服部「ジョン・ルークと八世界の工場」イギリス——一九世紀初頭における地主階級の穀物法批判——『立教経済学研究』第三四巻一号、一九八〇年)をみよ。

(6) 『資本論』(前掲)第五分冊、九三二—九三四ページ。

(7) *The Works and Correspondence of David Ricardo*, ed. by P. Sraffa, vol. I, 1951, p. 80ff. (堀経夫訳「リカード全集」第一巻、雄松堂書店、一九七二年、九三ページ以下。)

(8) *Ibid.*, p. 412. (同右、四七四ページ。)

(9) 『資本論』(前掲)第五分冊、八四七—八四八ページ。傍点は服部。

ようやくわれわれは、J・R・マカロック（一七八九—一八六四年）の所説を検討することができる。本節で参照するマカロックの著作・論文は次のとおりである。

- ① Taxation and the Corn Laws, *Edinburgh Review*, vol. 33, Jan. 1820. (相見志郎訳『同志社大学経済学論叢』第一九卷五・六号、一九七二年。)
- ② Price of Foreign Corn, &c., *Edinburgh Review*, vol. 41, Oct. 1824.
- ③ Abolition of the Corn Laws, *Edinburgh Review*, vol. 44, Sept. 1826.
- ④ Jones on the Theory of Rent, *Edinburgh Review*, vol. 54, Sept. 1831.
- ⑤ Changes required in the Corn Laws, *Edinburgh Review*, vol. 58, Jan. 1834.
- ⑥ Progress and present State of Agriculture, *Edinburgh Review*, vol. 62, Jan. 1836. [①—⑥は立教大学所蔵]
- ⑦ *A Dictionary, practical, theoretical, and historical, of Commerce and Commercial Navigation*, new ed. (1st ed. 1832), London, 1840. [服部所蔵]
- ⑧ *Statements illustrative of the Policy and probable Consequences of the proposed Repeal of the existing Corn Laws*, 6th ed. (1st ed. 1841), London, 1841. [立教大学所蔵]
- ⑨ *The Literature of Political Economy*, London, 1845. [立教大学所蔵]
- ⑩ *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations by Adam Smith, with a Life of the Author, an introductory Discourse, Notes, and supplemental Dissertations*, Edinburgh, 1863 (rep. 1889, 1st ed.

1828). [服部所蔵]

⑩ *The Principles of Political Economy, with some Inquiries respecting their Application*, 5th ed. (1st ed. 1825), Edinburgh, 1864 (rep. 1965).

マカロックについては、従来、「リカードウ理論の忠実な祖述者」とか、「リカードウ以上のリカーディアン」とかいう評価が一般的であった。しかし、一九七〇年に発表されたD・P・オプライエンの研究は、マカロックを理論と現実との統合をはかろうとした——その意味で、むしろヒューム、スミスのスコットランド的伝統をつぐ——人物として再評価している。本節では、ほう大なマカロックの著作の読破のうえで書かれたオプライエンの研究を参考にしながら、マカロックの穀物法についての主張を、特に農業改良と地代増加とについての彼の議論に注意しつつみてゆきたい。

「工業の影響力が有益かどうかは、工業がその規模の点で、農業やその他の安定した職種に従属していることにおおいに依存する。そして、工業が卓絶した力をもつ場合には、その影響力の健全さが大きく減ぜられてはいないかと心配する理由がある。」——これはマルサスの文章ではなくて、『経済学原理』にみられるマカロックの言葉である(⑪ *Principles*, p. 138. なおマーク・ブローグによると、この文章は『経済学原理』第三版(一八四三年)から加えられたようである<sup>(2)</sup>)。マカロックはこの本のなかで、現在のイギリスでは「工業が過度に成長」し、極めて多数の労働者が工場で働いているが、ここでは少数の大資本家が多数の労働者を監督し、また労働者が機械と同じように扱われており、ひと言でいえば「疎外 (estrangement)」が大規模に広がっていることを指摘し、更に、こうした工業の生み出す製品はその売れ口が外国需要や流行に左右される以上、何らかの理由で多数の工場労働者の失業が生じた場

合には、社会にとって「最大規模の害悪」が生ずることを心配している。ただしマカロックは、ここまで工業化が進んでしまった以上、工業化の途を引き返すのは不可能だし、工業化のテムボを人為的に遅らせるのも現実的ではないとし、右の弊害に備えて立法整備の上で最善を尽くすこと（この点では救貧法は大切である）が現在実行可能な課題であり、工業化社会の未来図は「将来のエコノミストたち」にゆだねる、としている（⑩*Tbid.*, p. 135-140）。

経済学クラブの例会の模様を詳しく日記につけたJ・L・マレットは、「マカロックは、国全体を煙と蒸気機関と急進的な職工で充たされた・一大工業地帯と化し、現在わが国の農業人口を構成している地主と農民を全部放り出してもよいという考えであつた」というが、右のマカロックの文章は彼を単純な工業化の賛美者として描くことに疑問を抱かせる。そしてこれから詳しくみるように、マカロックはかなり早い時期から、穀物法廃止がイギリス農業に大きな打撃を与えることにはないと考えていたのである。

一八二〇年に『エディンバラ・レビュー』に発表した⑪*Taxation and the Corn Laws*では、マカロックは、自由貿易が実施されればヨーロッパ大陸からの小麦は一クォーターあたり四五シリングで輸入されうること、ところが一八一五年穀物法は国内小麦価格が八〇シリングになるまでは外国小麦の消費を禁止するから、小麦価格は八〇シリングの高さに人為的に維持され、この結果、消費者は一クォーターにつき三五シリングもの直接税を課せられ、国全体では莫大な額の租税を支払っているのと同じ状態にあることを指摘している（⑫*Taxation and the Corn Laws*, p. 174-177. 訳、一七六一一七九ページ）。この主張は裏をかえせば、穀物法を廃止すれば小麦価格は八〇シリングから一挙に四五シリングに下落すると想定していることを意味する。つまり、マカロックはこの論文においては、穀物法の廃止がイギリス農業に大きな打撃を与えると考えていた。

ところが、遅くとも、一八二四年にはマカロックはそうした考えを改めていた。同年に『エディンバラ・レビュー』に發表した③Price of Foreign Corn では次のように論じている。すなわち、現在穀物法を支持する者は、穀物法が廃止されればイギリス農業は壊滅的打撃をこうむると考えている。極端な者はイギリスは一クォーターの小麦も生産しなくなると主張している、またそれほど極端な主張でなくとも、現在耕作されている土地の二分の一から三分の二は耕作を放棄されるという意見もある。しかしながら「穀物貿易の完全な自由の確立はこうした結果を決して生みはしないであろう。……〔穀物法廃止に対する〕農業関係者の恐れや心配は、それが実際のものであろうと口先だけのものであろうと、まったくもって根拠がない。こうした根拠のない心配が起さる理由のひとつは、特にヨーロッパ大陸の小麦価格について誤解があるからである。外国との穀物貿易に通じた人々——そのなかには、第二節でみたウイリアム・ジェイコブの名もあげられている——の意見を集めると、「平年には、外国小麦は、一クォーターあたり五、一六〇シリング以下ではイギリスに輸入されなかつた」ことがわかる。また、今後その水準を大きく下廻ることはない。しかも、現在、小麦輸入量は極めてわずかであるのに国内小麦価格は五五シリング二ペンスなのである。だから、穀物法を廃止しても国内価格が下がることはありえないから、地主もファーマーも害をうけはしない。むしろ反対に、現行穀物法がひきおこす穀価の大きな変動、その結果としての高穀価の下での救貧税の増加といったことは穀物法の廃止の後にはなくなり、それは地主の利益につながるであろう。しかも、自分は完全無関税穀物輸入を主張する者ではない。農産物が他の財よりも重く税を課せられている分だけ輸入関税を課すことは、また、輸出に際してはそれと同額の戻し税を与えることは正当である。その額は、小麦については一クォーター六シリングとする。確かに穀物法を廃止すれば、一八〇九一四年の異常な高穀価の下で耕作に引き入れられた貧しい土地の多くは耕作が

放棄されるだろう。しかし、これは穀物法が廃止されなくても結局は生ずることなのであり、また現在生じつつあることなのである。というのは、現に穀物法が存在し穀物輸入が多くないのに、小麦価格は戦争中の水準から大きく低下しているからである (③Price of Foreign Corn, p. 56, 63, 68-69, 72-74, 64. 傍点は原文)。

右のマカロックの主張は、一五年穀物法によって国内小麦価格が八〇シリングに達するまでは外国小麦の消費は禁止されているのに、小麦価格は現在大きく低下していること、また大陸小麦の輸入価格もそれほど低くはないことを強調し、その結果、穀物法を廃止してもイギリス農業への打撃は小さいと結論する点で、先にみた ①Taxation and the Corn Laws, 1820 とは明らかにその論調を異にしている。

そして、③Price of Foreign Corn での記述にある小麦一クォーター五五シリング二ペンスという価格水準は、一八二〇年代としては低いほうではあるが (前掲の G・R・ポーターの表で示したように、二〇年代の平均小麦価格は五八シリング三ペンス)、農業改良の進行のなかで達成可能な水準となった。こうしてその後のマカロックの議論のなかでは、(一)国内小麦価格を着実に下落させている農業改良への着目、(二)穀物法のもつ、価格の人為的引上げ以外の悪影響の強調、(三)穀物法廃止がもたらす農業関係者への利益の指摘、が前面にでてくる。

③Abolition of the Corn Laws, 1826 では、マカロックは、同年に公刊されたウィリアム・ジェイコブの『報告』をとりあげ、(一)過去の穀物輸入量はその最大の年をとってみても、イギリスの年消費のうちの小さい部分をなすにすぎぬこと、(二)大陸の穀物供給能力が普通想定されているよりはるかに小さいこと——こうしたジェイコブの結論を肯定的に紹介し、「ジェイコブの報告はあらゆる点で最も価値ある文書」であると賞讃し、ジェイコブの結論を援用しながら、穀物法を廃止してもイギリス農業への打撃は小さいという自己の立論を高調している (③Abolition of the

Corn Laws, p. 323-326, 335)。

ネーブル<sup>(5)</sup> Changes required in the Corn Laws, 1834 では、(一)ナポレオン戦争後イギリスの小麦価格がひきつづき下落していること、また(二)一八二〇年代の小麦輸入量は一〇年代のそれとほぼ同一量であるのに、この間人口は二〇〇万人以上増加し、かつ一人当たりの小麦消費量も増加しており、それゆえ、国内小麦生産高は大きく増大していることが指摘される。更にマカロックは、(三)国内小麦価格と外国小麦価格との差が小さくなっている以上、穀物法廃止によって大きな「金銭的利益」が生ずるといふ考えは誤りであること、また(四)一八二八年穀物法のもつスライディング・スケールの下で、例えば一八三〇年の関税は平均して六シリング四ペンスであり、小麦輸入量は約一七〇万クォーターであったという事実から、「自分が提案する」六―七シリングの定額関税の下で、輸入量がこれ以上に大きく増大すると考えることには明らかにほとんど根拠がない」ことを述べている(なお、一七〇万クォーターは当時の年消費の約一割である)。そしてマカロックは、穀物法廃止がもたらす商工業の発展・その結果としての富の増大は、穀物需要はもとより畜産物需要を大きく増大させるから、「自分が提案したような穀物法の改訂がおこなわれるならば、極めて短期間のうちに、地代は現行制度が続いた場合にそうであるよりも明らかに高くなるであろう」と結論する(Changes required in the Corn Laws, p. 290-291, 296-297, 303)。

そして、農業改良の進行が特に強調されるのが Progress and present State of Agriculture, 1836 である。この論文は、一八世紀の中葉以降現在までイギリス農業が大きな進歩をとげてきたことを指摘するが、ここで注目すべき点は、マカロックが農業改良の条件について触れていることである。すなわち、一七五五―九五五年の間の農業の大改良の経験が示すように、「穀物価格の上昇は、農業の継続的で急速な前進をもたらすうえで決して不可欠なもので

はない。必要なことは、土地生産物に対する規則的に増大する需要だけなのである。なるほど、ナポレオン戦争後の穀物価格の下落のなかで農業不況が生じた。しかし、「工業と商業とが繁栄しつつある所で、農業が長く不況状態にあることは全く不可能である。そして遠からずして農業は復活しはじめた」、つまり、商工業の繁栄↓農産物に対する「規則的に増大する需要」は穀物価格の下落の下でも農業に対して大きな刺激を与え、その結果「一八二〇—一八三〇年の間に巨大な改良が生じた」のである。その内容として排水・より良い輪作・骨肥料の使用・交通網の整備等をあげることができるが、こうした農業改良の成果は次の事実のうちに明らかである。すなわち、一八三二年の穀物輸入はわずかであり、また三三—三五年の間は港が閉じられていた。にもかかわらず、小麦価格は三二年の五八シリング八ペンスから三六年の三八シリングに低下したのである。そしてマカロックは次のように結論する。すなわち、「たとえ価格が更に下落するとしても農業改良はひきつづきおこなわれるであろう」、また「われわれはまだ眠っている巨大な能力を有している。農業改良の進行はほとんど無限の期間にわたって継続しうるであろう」(⑥Progress and present State of Agriculture, p. 334-341. 傍点は原文)。

そして、⑦Dictionary, new ed. 1840 のなかの「穀物法と穀物貿易」という項目 (p. 402-436) は内容的には、右の②③④⑥の論文を多くの資料をつけて再編したものである。また、⑧Statements, 1841 では、自分の穀物法改訂案はイギリス農業に打撃を与えないという論調の下で、農業改良の前進の結果、現在のイギリスは平年並以上の収穫の年 (moderately favourable years) にはほぼ自給可能であり、一八二二・三三年のように異常な豊作の年にはむしろ穀物輸出が必要であることが述べられ、そして、自分の提案する——小麦一クォーターにつき五シリングの輸入関税とセットにされた——輸出に際しての五シリングの戻し税の意義が強調されている(⑧Statements, p. 26)。そして、

同じ戻し税の意義の強調は穀物法廃止の前年に出版された⑨ *The Literature of Political Economy* でもくり返された (p. 83)。つまり、マカロックは穀物法の廃止時に至ってもイギリスの穀物輸出の可能性を否定していないのである。

⑩ *Literature* の次の言葉は、穀物法を廃止した場合の外国小麦の輸入価格を五五シリング前後とみなし、同時に穀物法の存在の下で農業改良が進行し国内小麦価格がその水準に低下しつつあるという事実に着目した場合に生まれる、論理的帰結をみることができよう。すなわち、マカロックはこう述べている——「農業改良の普及のおかげで、穀物法の影響は、通常の年には、今やほとんどるに足りないものになっている」(⑨ *Literature*, p. 84)。

そして、マカロックは、穀物廃止後の現実には自分の従来主張を確証したと考えた。⑩ 『国富論』への注釈(一八六三年)にみられる次の言葉はそのことをはっきりと物語っている。すなわち、「この方策『一八四六年の穀物法廃止』はあらゆる点で成功だった。……また、農業は急速に前進した。一八四六年以前には、ファーマーの努力はあまりに多く穀物に向けられすぎた。だがその時以降、食肉や羊毛に対する需要の増加をもたらした畜産物の非常に大きな増大は、排水や *green cropping* の拡張と結びついて、農業に並はずれた刺激を与えた。カブ農法に適さない強度の重粘土質の土地を除いて、地代はどこでも大きく増加した。まことに、穀物法の廃止後における農業の進歩は以前のどの等しい期間におけるそれよりも大きい。／＼実際、問題を研究すればする程、土地所有者の利益と他の諸階級の利益との間には本質的に、真の対立は存在しないということは一層明らかであろう。……農業にとつての真の、また実際唯一効果のある奨励とは何であろうか。借地農に最良の耕作方法を採用させ、最大の収穫をもたらすよう刺激するものは何であろうか。それは、彼らの生産物に対する他階級の需要であることを誰が疑おうか。／＼工業と商業との繁栄は農業の繁栄に不可欠である」(⑩ *Wealth of Nations*, p. 524. またほぼ同様の文章は ⑪ *Principles*, p. 468-

469)にもみられる。／＼は原文中の改行を示す)。

右のマカロックの文章は、一八三四年に發表した⑤Changes required in the Corn Laws での主張——すなわち、穀物法の廃止がもたらす商工業の發展・またその結果としての富の増大は、穀物需要はもとより畜産物需要を大きく増大させ、そうして地代上昇という結果を生む——を念頭において書かれたかのごとくよく対応している。そして、ここで言われている、従来の穀作への過度の集中からの脱却(＝畜産物生産の増大)とは決して穀作の放棄のことではなく、混合農業の進展、そしてその中の畜産の比重の徐々の増大のことである——すなわち、「主として穀作に依存しているファーマーは常に不安定な状態にある。しかし彼らは一般に、穀物生産と家畜・羊の肥育業とを結合できよう。そうすれば彼らの立場はずっと安定したものになるだろう」(⑥Principles, p. 434)。

だが、先のマカロックの文章にある、穀物法廃止後の地代の上昇はいかにして生じたのか。マカロックの理論的説明は以下のようなものである。

マカロックによれば、「農業改良は他の諸階級にとつと同様、地主やファーマーにとつても有益である」。このことを証明するためにマカロックはいろいろな改良の例——(一)改良がすべての土地におこなわれる場合、(二)改良が優良地でおこなわれる場合、(三)改良が劣等地でおこなわれる場合——をあげ、そのすべての場合において、結局は地代は上昇すると結論する。そしてその根拠は、改良→穀物価格下落が穀物需要増大を「きわめて限られた期間(very limited duration)」のうちに生じさせるということである。すなわち、「穀物価格が下がったのに需要が停滞したままであるということは実際ありえない。穀価が下落すれば、下層階級の消費や農耕用馬に与えられる穀物量は必ず増加する。そして同時に、穀価下落が人口に対して与える刺激は必ず結局は需要を大きく増加させ、この需要増加は「改

良によってもたらされた」穀物の増加量を吸収するだけでなく、新たな土地の耕作をもひきおこすにちがいない。

このようにマカロックは、農業改良→穀価下落が極めて短期間のうちに需要の増大——しかもそれは新しい土地の耕作をもたらす程である——を生み、こうして地代が上昇することを強調する。だから、リカードウは農業改良が地代増加をもたらすのは「将来のある時期」だとしたが、マカロックはこの「将来のある時期」を極めて近いものと考えた、といえる。しかも、マカロックによれば以上の説明は「単に原理を示すため」のものにすぎない。実際には、農業改良は、それに先行する農産物価格上昇——たとえば、農産物への需要増加とか農産物の不足による——に続くことがほとんどである。しかも、改良の進行は極めてゆっくりとしたものである。だから「農業改良は実際に価格を引下げるといふよりはむしろ、価格が不当な高さにならざるをを防ぐ傾向がある」と言うべきである。したがって「実際問題として、農業改良は、価格下落をもたらすことによって極めて短かい期間でも地主にとって有害となるような恐れがあると考えることほど馬鹿げたことはない」というのが、マカロックの結論である (⑩ *Principles*, p. 426-431; ⑪ *Wealth of Nations*, p. 450-452)。

農業改良の実際の効果についての右のマカロックの主張は、一八三一年に出版されたリチャード・ジョーンズの『地代論』(Richard Jones, *An Essay on the Distribution of Wealth, and the Sources of Taxation*, Pt. I, Revd)でのリカードウ批判と内容的に同じである。ジョーンズは、単位面積あたりの資本投下の増大が地代増加をもたらすことを主張しつつ、リカードウが農業改良は地代を下落させると論じたことを次のように批判した。すなわち、「リカードウ氏は改良の急激な普及を想定しているのであって、これによって一国の土地の三分の二が、あたかも魔法の杖の一振りによってそうなるかのように、その直前まで土地全体が生産していただけのものを生産するようになる」とす

るのである」。「リカードウ氏のこの想定が実際いかにはなほだしい幻想であるかを理解するためには、農業上の諸改良が実際に発見され、完成され、また普及される際の緩慢な進行の仕方を想起するだけで事足りるのである」<sup>(9)</sup>。そしてマカロック自身、ジョーンズのこの著書を取りあげた論文<sup>(10)</sup> Jones on the Theory of Rent, 1831 のなかで、リカードウ地代論の「重大な誤り」として、リカードウが農業改良は地代を減らすと考え、その結果「地主の利害が社会の他の階級のそれと対立する」と論じた点をあげている<sup>(11)</sup> (④ Jones on the Theory of Rent, p. 97)。

以上みたように、マカロックは、農業改良が一時的に地代を低下させる理論的可能性を認めながらも、理論的説明においても、農業改良→穀価下落→穀物需要の大きな増加を強調し、地代下落の時間を極めてわずかの期間とみなした。更に実際の説明においては、農業改良はむしろ穀価上昇の後に続くことが多く、また改良の進行は極めて緩慢であるから、穀価下落をもたらすよりもむしろ穀価上昇圧力を抑える傾向が強く、したがって一時的にも地代が下落することはありえない、と結論した。このマカロックの主張において、実際面での説明で、改良が穀価上昇の後に続くことが多いとしたのは、⑥ Progress and present State of Agriculture, 1836 での彼自身の説明——すなわち、穀価下落のなかでも改良は進行している——とはちがっている。また、改良が穀価下落をもたらす傾向は実際には弱いという主張は、改良の進行の緩慢さという理由の他に、改良→穀価下落がもたらす需要の増加を強調するところからでていると思われる。しかし、改良がもたらす生産量増大に需要が歩調をあわせる場合にも、価格下落は生じうるのであり、しかも、この価格下落が生じても——マルクスの示したように——地代は上昇しうる。この点の解明においてマカロックの分析には欠けるところがあったといわねばならない。

しかしながら、農業改良が一時的には地代下落をもたらしうることを理論的には承認しつつも、その期間を極めて

短かい時間と考え、更に實際問題としては地代下落はわずかの期間でも生ずることはないとする立場は、マカロックだけのものではなかった。次にみるジョン・ステュアート・ミル（一八〇六—七三年）もそうであった（但し、土地改革論者としてのミルは本稿の課題の外にある）。本節で参照するミルの著作は次のとおりである。

① *The Corn Laws, Westminster Review*, vol. 3, Apr. 1825, in *Collected Works of John Stuart Mill*, vol. 4, 1967.

② *The new Corn Laws, Westminster Review*, vol. 7, Jan. 1827, in *Works*, vol. 4, 1967.

③ *Principles of Political Economy, with Some of their Applications to Social Philosophy*, 1848 (2nd ed. 1849, 3rd ed. 1852, 4th ed. 1857, 5th ed. 1862, 6th ed. 1865, 7th ed. 1871), in *Works*, vols. 2-3, 1965.（末永茂喜訳、岩波文庫、一—五分冊、一九五九—六三年。）

④ *Corn Laws*, 1825 は、若きミルがリカード論の骨格（ $\parallel$  穀物法  $\downarrow$  穀価上昇  $\downarrow$  一方での地代上昇、他方での貨幣賃金上昇  $\downarrow$  利潤低下）をそのまま採用し、地主と他の諸階級との利害の対立を強調した論説である。この論説で特に注目すべきことは、この論説がマカロックを批判している点である。すなわち、すでにみたように、マカロックは一八二四年に『エディンバラ・レビュー』に発表した論説 (*Price of Foreign Corn, &c.*) において、穀物法を廃止した場合の外国小麦の輸入価格を一クォーター五五—六〇シリング程度と見積っていた。ところが、ミルはこの推定は高すぎるとし、穀物貿易についての種々の情報から判断すれば、「平均的なイギリス小麦に品質の等しい小麦が平年において輸入される価格は五二シリング」であると論じた。しかも、ロシアには現在では未耕地であるが極めて肥沃な土地がウクライナ地方をはじめ広大な地域にわたって存在することを考えれば、ロシア産小麦の将来の輸出能力

は大きいといえるし、ましてアメリカでミシシッピ河流域が耕作されるようにでもなれば、イギリスへの輸出価格は更に低下するであろう (①Corn Laws, p. 60, 57, 58)。そして、②The new Corn Laws, 1827 でも、小麦の自由輸入がなされた場合の輸入価格は五シリングであるという推定はくり返されている (③New Corn Laws, p. 144)。

ミルによれば、①The Corn Laws の執筆時の小麦価格からみれば、自由輸入によって八・九シリングの価格下落が生ずることになり、この下落はイギリスの小麦生産にかなりの打撃を与えるものであるといわねばならない。そして、②The new Corn Laws では、「社会にとつては、その食糧を貿易によって獲得するか、それとも〔自国〕農業によって獲得するかはどうでもよい。食糧についての社会の唯一の関心事は食糧を最も沢山、また最も安い値段でいかにして獲得するかということである」として、穀物法廃止→小麦価格のかなり(9)の下落→イギリスでの小麦生産へのかなりの打撃をほぼ当然視している (③New Corn Laws, p. 150-151)。

ところが、その後のイギリス農業の改良の進行、その結果としての小麦価格の低下は、穀物法の廃止→小麦価格のかなり(9)の下落→イギリスでの小麦生産へのかなりの打撃という想定を事実上ミル自らに撤回させたように思われる。③『経済学原理』でのミルの叙述をみてみたい。(10)

ミルはまず、一八三〇—四〇年代以降イギリス農業はめざましい改良を示し、その結果穀物価格が低下した事実を次のように確認している。すなわち、「この二〇—三〇年の間、農耕方法の改良の普及は極めて急速であつたので、「収穫漸減が一般には妥当する」土地でさえ、使用される労働に比べてより多量の生産物を産出するようになった。そのため、穀物法が廃止されて生産に対する人口の圧迫が一時的に大きく緩和されるに至る以前においてさえ、穀物の平均価格ははっきりと下落するようになっていたのである」(vol. 2, p. 190. 訳)二五四ページ。また、vol. 3,

p. 713-714. 訳(四二四—二五ページもみよ)。この場合ミルが、農業改良の内容として、新しい輪作法・新肥料・排水・役畜の飼育方法の改良等とならんで、鉄道による交通の改善や機械の使用の普及をあげている点に注意をひく(II) (vol. 2, p. 180-181, 107. 訳(三三九—三四〇、二二二ページ))。

つづいてわれわれが注目すべき問題は、穀物法廃止のイギリス農業に与えた影響についてのミルの叙述である。『経済学原理』でのミルは——若きミルとはちがつて——、穀物法廃止による穀物価格の下落を強調もしなければ、また外国の穀物輸出力の大きさを強調することもない。むしろ逆である。ミルは、穀物の自由貿易下での穀物価格の上昇を論じ、また外国の穀物輸出力の限界を強調している。

ミルによれば、穀物法の存在は劣等地耕作を人為的に進めることによって穀物価格を人為的に引上げ、また地代を上昇させる作用をもつ。しかし、他方、この穀物価格の人為的引上げは賃金上昇をもたらし、その結果利潤は低下する。そして、この利潤の低下は資本蓄積の進行を弱め、したがって労働需要の増加を抑制し、こうして穀物需要を抑制し、劣等地耕作の進行を抑え、そして、地代上昇を抑えるという作用をもつ。つまり、穀物法の存在は一面では劣等地耕作の進行を促すが、他面では低利潤→低蓄積を通じて劣等地耕作の進行を抑える、というわけである。逆に、穀物法の廃止は劣等地耕作を放棄させることによって穀物価格を引下げ、地代を引下げる作用をもつ。しかし、他方、この穀物価格の低下は賃金下落をもたらし、その結果利潤は上昇する。そして、この利潤の上昇は資本蓄積の進行を促し、したがって労働需要の増加をもたらし、こうして穀物需要を増大させ、劣等地耕作の進行を促し、そして地代上昇をもたらすという作用をもつ。つまり、穀物法の廃止は一面では劣等地耕作を抑制するが、他面では高利潤→高蓄積を通じて劣等地耕作の進行を促す、というわけである。ミル自身の言葉を引用しよう。「穀物法の施行は

地代を上昇させるが、しかし蓄積の前進を——すなわち、地代を程なく丁度同じ額だけ上昇させたであろうあの蓄積の前進を——遅れさせるのである。穀物法の廃止は地代を下落させる傾向をもっている。しかし、それは、資本と人口が増加しつつある状態においては、以前の「地代」額を回復させまた増加させさえもするところの、ひとつの力を解き放つ。わが国では、ついに農産物輸入の実際の自由を支配的諸勢力から闘い取ったのであるが、この制度の下でも、もし人口が増加しつつけるならば、食糧の価格は徐々に、しかし着実に上昇するであろうとあらゆる理由をもつて予想することができる。もつともかかる作用は、わが国で生じた(そしてその刺激は他国へも波及しつつある)農学の改善への、また実地面でのその適用の増大への力強い機運によつてしばらくの間は延期されるであろうが」

(vol. 3, p. 850-851. 訳(五)一一七—一一八ページ)。

右に引用した長い文章は明らかに、穀物法廃止後における外国からの安価な穀物の輸入に一定の限界があることを前提にしている。なぜならば、穀物法廃止によつて一時的に下落した地代は蓄積の進行によつて再び以前の水準を回復し、更にはそれを超えるとされているが、この地代の回復・上昇は明らかにイギリスで生ずるとされているからである。すなわち、穀物法の廃止の後に、イギリスにおいて、穀物法の廃止以前に最劣等地であった土地の耕作が再びおこなわれるようになるだけでなく、穀物法の廃止以前の最劣等地よりも一層肥沃度の低い土地さえも耕作されるようになると思われる。農業の、また穀作の国外放逐は、ミルにおいても決して考えられてはいないのである。つまり、ミルにおいても、穀物法廃止はイギリス農業に——正確には、右の文章の「食糧」とは当然に穀物のことだから、イギリスの穀作に——、後に農業大不況下で生ずるような大きな打撃を与えなかったことが前提されている。また、穀価上昇への対抗要因として、まずもつてイギリスでの農業改良が言及されていることにも注意すべきで

ある。

では何故に、外国の安価な穀物の輸出能力に限界がおかれているのか。ミルはそれを以下のように説明している。すなわち、イギリスが現行の人口増加率をつづけ、人口増加分を毎年外国からの穀物供給に仰がねばならないとして、これが可能となるためには、(一)穀物輸出国での農業の大改良か、(二)耕作拡大のための大きな追加投資が必要である。しかし、「前者」〔農業の大改良〕は極めて遅々たる過程であるように見える。というのは、ヨーロッパの食糧輸出国の農業諸階級は蒙昧無知だからであり、一方、イギリスの植民地と合衆国とは、これまで行なわれた改良のうちでそれぞれの土地環境に適するかぎりのものは、すでに多くのものを所有しているからである。ついで、耕作拡大のための追加投資についてもその見通しは暗い。というのは、穀物輸出国での資本は十分ではないからである。

「ポーランド、ロシア、ハンガリー、スペインでは資本増加は非常に遅々たるものである。アメリカでは急速であるが、人口「増加」より速やかではない」。したがって、耕作拡大のための追加資本として現在存在するものといえ、合衆国で以前は工業化のために向けられていたが、イギリスの穀物法廃止のため現在は穀物生産に向けられている部分にすぎない。「このように限られた供給源では、農業に大改良が行なわれるのでない限り、大ブリテンの人口のように急速に増加しつつある人口の増大する需要に歩調を合わせることは期待できない」(Vol. 3, p. 745. 訳四八七ページ。また、vol. 2, p. 190-192. 訳(三五六—三五九ページもみよ)。こうしてミルは、穀物の自由貿易の下でも、穀物輸出国の供給力に限界のあることを指摘し、それを前提にしてイギリス穀作農業の一時の後退からの回復・更には前進を、『経済学原理』最終版(一八七一年)においても論じていたのであった。『経済学原理』初版(一八四八年)から最終版までの期間は、いわゆる「イギリス農業の黄金時代」とほぼ重なっていたのである。

ここに至つてようやくわれわれは、農業改良と地代上昇との關係についてのミルの議論を検討することができる。というのは、穀物法廃止はイギリス農業に決定的打撃を与えないというミルの前提を確認してこそ、右の關係についてのミルの議論がはじめて意味をもつと考えられるからである。ミルによれば、農業改良が行なわれ、かつ資本と人口とが停滞する場合には(つまり、リカードウの表現をつかえば、「需要の増加が伴わなければ」、最劣等地耕作が放棄されるか、各等級の土地で使用される資本量が減少するから、必ず地代は下落する。この意味で、リカードウのいうように「地主の利害は農業改良の急激で、全般的な実施に対して決定的に敵対的である」。

ところが、「農業改良の進行によつて地代が現実<sup>に</sup>下落したことは、まだない」。それはなぜか。実際には、農業改良の実施はきわめて徐々にしかおこなわれず、資本と人口との増加を追い抜くことは稀だからである。すなわち、「人口は、ほとんどいかなる土地においても、農業改良に密接してその後を追ひ、改良の効果が現われるや否や、すぐにそれを打消してしまふ」のである。つまり、農業改良は、實際には、食糧を安価にするというよりも、むしろそれが高価になるのを防ぐという働きをするのである。それゆゑ、リカードウのいう、資本と人口との増加が進み、改良以前の最劣等地の再耕作・更にはそれより劣等な土地の耕作がおこなわれるようになる「将来のある時期」に生ずる地代の上昇は、實際の農業改良の進行の仕方を前提にすると、「究極的な結果(ultimate effect)」ではなくて、むしろ「即座に生ずる結果(immediate effect)」ということになる。つまり、改良が徐々に起こなれるという現実においては、「農業改良は地代の後退運動も、また耕作の後退運動もひき起こさない」。

だから、農業改良は、理論的には一時的に地主に不利となり、「将来のある時期」においてようやく地主に有利となるとしかいえないが、現実的には「即座に」地主に有利である、と結論できる(Vol. 3, p. 725-731. 訳四五〇—六)

一ページ。傍点は服部)。

以上の、農業改良と地代増加との関係についてのミルの議論がマカロックのそれと本質的に同一であることは明らかであろう。穀物法を廃止してもイギリス農業への打撃は小さい、また外国の穀物輸能力は小さいという前提の下に、地主階級の穀物法批判者であるジョン・ルークが農業改良は地代上昇をもたらすと主張した際の理論的立脚点(すなわち、穀物一単位はつねに同一量の労働を支配するから、つねに同一の価値をもつ)は、マカロックとJ・S・ミルとにおいては、農業改良の**実**、**際**、**的**、**効**、**果**(すなわち、穀物価格引下げより、むしろ穀物上昇の防止)という形におきかえられた。その上でマカロックとミルとは、農業改良は実際にはつねに地代を上昇させると論じたのであった。

(1) D. P. O'Brien, *J. R. McCulloch: A Study in Classical Economics*, 1970.

(2) Mark Blaug, *Ricardian Economics*, 1958, Appendix C. (馬渡・島訳『リカード派の経済学』木鐸社、一九八一年、付論C。)本書もマカロックについての有力な文献である。

(3) 一八三二年四月六日のマレットの日記(藤塚知義『経済学クラブ』ミネルヴァ書房、一九七三年、一八四ページに訳載)。

(4) それは、オプライエンの指摘するように、穀物価格の変動の人為的増幅と穀物法問題を利用するデマゴグの活動とである(O'Brien, *op. cit.*, p. 390)。

(5) この点をとらえてオプライエンは、「プリテンの「小麦」価格が、自由貿易をした場合の穀物輸入価格とマカロックが考えた五五シリングの水準に下落するにつれて、彼はますます穀物法廃止を重要視しなくなった」という(O'Brien, *op. cit.*, p. 388-389)。

(6) チェンバースとミンゲイがいうように、穀物法廃止後の食肉価格の上昇・穀物価格の低下傾向の下で、ファーマーは混合農業の内部において力点を穀物から家畜に徐々に移動させた——したがって、その限りでは穀作面積を大きく減少させることはなかった——。これがイギリス農業の黄金時代の基礎をなしたし、また急激な変革を遅らせたという意味で、農業大不況の

原因ともなつた (Chambers & Mingay, *op. cit.*, p. 185; Jones, *op. cit.*, chap. 9)。

(7) R. Jones, *Rent*, rep. 1964, p. 211. (鈴木・遊部訳、日本評論社、一九四一年、二〇二ページ)。

(8) 自由貿易政策の普及をめざして設立された(そして、リカード自身が発立者の一人であった)経済学クラブにおいても、「はやくも一八三一年に……、地主の利害が事実上他の社会的諸階級の利害と矛盾しないという点で意見の一致をみた」(R

・L・ミーク『イギリス古典経済学』吉田洋一訳、未來社、一九五六年、四三ページ)。

(9) 『Corn Laws』で、小麦価格は五二シリングになれば現行水準より八一九シリングの下落であると言われていることからして、当時の価格は六〇シリング程度であつたことがわかる。ただし、ミルはこの場合、マカロックのように六シリングの相殺関税をいれていない。もしこれをいれれば、価格下落は二一三シリングになる。ミルは、国内農業が国内工業より重く課税されている分についての相殺関税を一般的には認めているが、その額については具体的に示していない。なおミルは、リカードの漸次的穀物法改訂案——はじめは二〇シリングの関税、ついで年一シリングずつ関税を引下げて、最終的には一〇シリングの固定関税——に反対である (『Corn Laws』, p. 69)。

(10) ブローグ『リカードウ派の経済学』(前掲)第九章は参考になつた。

(11) 農業における機械の使用について、第三版(一八五二年)以降ミルはこう述べている。すなわち、「農業および園芸においては、いままで鋤その他二、三の簡単な道具が発明され、またそれに次第に改良が加えられただけであつて、ようやく今日になつてこのような状態から脱けだして、機械が多少とも重大な事をなしようということを示しはじめたばかりである」。

(12) ミルは、イギリスの増加人口に対する穀物供給のための残された方法として、穀物輸出国へのイギリス資本の輸出をあげている。しかし、ミルはこの方法にも信を置いていない。vol. 2, p. 192-193, 訳(三五九ページをみよ)。

## 七 植民地産穀物優先政策——ウイリアム・ハスキソンと

ポウレット・スクロウプ——

イギリス植民地から輸入される穀物に対する関税を外国から輸入される穀物への関税よりも低くし、こうして植民

地産穀物を外国産穀物よりも優先するという政策は、一七六六年の一次的採用を経て、一七九一年穀物法から一八四六年の穀物法廃止に至るまでの穀物法制度における一つの特徴をなしていた。例えば、一八一五年法においては、外国産小麦については国内価格が一クォーター八〇シリング以上の時には輸入禁止、それ以下の時には無関税輸入許可という規定が適用されたが、植民地産小麦については六七シリングという水準が輸入禁止と無関税輸入許可とを分ける境界であった。また、一八二八年、四二年のいわゆるスライディング・スケールにおいても、植民地産穀物への輸入関税は外国産穀物へのそれよりも低く設定されていた。<sup>(1)</sup>

そして、植民地——特にカナダ——産小麦の優先策を強く主張した人物がウィリアム・ハスキソン（一七七〇—一八三〇年）であった。ハスキソンは商務省総裁として、一八二四—五年の関税改革、二五年の航海条例の改正という自由貿易的改革を実施したことで有名であるが、彼の穀物法への影響力もまた極めて大きいものがあつた。<sup>(2)</sup> 本節で参照されるハスキソンの演説は、*The Speeches of the right honourable William Huskisson, with a biographical Memoir*, 3 vols., 1831 [服部所蔵] による（引用の際には、巻数とページ数とのみを記す<sup>(3)</sup>）。

ハスキソンは一五年穀物法制定時から一貫して、穀物関税のスライディング・スケールと植民地特惠関税とを主張しつづけた。一四年五月五日の議会演説では、サー・ヘンリー・パーネルの提案した決議案を基本的には支持しつつも、パーネル案は一面では国内生産者に独占を与えすぎること、他面では植民地産穀物への優先が小さすぎることを指摘し、外国産小麦に対しては、国内小麦価格が一クォーター六三シリングの時には二四シリング三ペンスの関税を課し、そして国内価格が一シリング上昇することに関税を一シリング引下げて、こうして八六シリングの時には関税はゼロというスケールを提案し、同時に植民地産小麦への関税は右のスケールの半分にすべきだと主張した。すなわ

ち、「これ〔Ⅱ植民地産穀物優先策〕によって、われわれ自身の植民地での穀物生産の増大が促進されるだろう」というわけである (T, p. 292-295)。

この場合ハスキソンの根本にある考えは、外国穀物への高い依存は国の安定にとって極めて有害であるという——だから、外国穀物への依存は危険ではないというリカードウとは、その限りでは対立する——信念であった。ハスキソンによれば、現在〔Ⅱ一八一四年〕のイギリスの外国穀物への依存度は年消費の三五分の一にすぎないが、適切な方策によって国内耕作への奨励が図られなければ、それは五分の一、四分の一にも増大する恐れがある (T, p. 296-297)。そして——ポイド・ヒルトンの最近の研究によれば——、生産拡大によって、「ファーマーの利潤が高価格よりもむしろ大販売から生ずる」ようになることを長期的目標として、ハスキソンは一五年穀物法を支持した。ただし、この場合注目しておきたいのは、一五年穀物法が一クォーター八〇シリングという水準を輸入禁止と無関税輸入許可とを分ける境界としたからといって、このことは国内価格が八〇シリング以下にはならないということを保証するわけではないと、ハスキソンが考えていた点である (T, p. 307-308)。そしてハスキソンは一八二〇年五月三〇日の演説に至っても、一五年穀物法をなお支持していた。すなわち、この五年間の小麦の平均価格は七八シリング六ペンスであり、また一五・一六・一九年には小麦価格は更に低かったが、こうした価格低下は「外国との競争ではなくて、戦争中に生じた農業改良」の結果なのであり、この五年間の平均価格の水準は満足すべきものであった (T, p. 47-48)。

ところが、二一年の農業委員会の報告書において、ハスキソンは一五年穀物法のもつ害悪を認めることになった<sup>(6)</sup>。そして、この一五年穀物法への批判は翌二二年二月一五日の演説でもくり返された。すなわち、現在の小麦の低価格

——クォーター四八シリング六ペンス——にもとづく農業不況の原因は、アイルランドを含めたイギリス国内の穀物生産の過剰にあり、その究極の原因はナポレオン戦争中の耕作拡張への「人為的奨励」である。しかも、一五年穀物法は「現在の不況を加重」している。というのは、同法は小麦一クォーター八〇シリングが最低価格だという幻想をふりまき、それによって生産拡大を一層刺激しているからである (II, p. 72, 73, 75)。——つまり、二〇年五月三〇日の演説 (当時の小麦価格七〇シリング) とはちがって、一五年穀物法の下で小麦価格が暴落したという事実は、同法のもつ有害な作用、すなわち、高穀価を前提とした耕作拡大 (更にその結果としての低穀価↓耕作縮小↓高穀価というくり返し) に、ハスキソンの目を向けさせたのであった。

このためハスキソンは、一五年穀物法のもつ、ある価格 (この場合は八〇シリング) を境にして全面輸入禁止・無関税輸入許可という規定を廃止して、年来の主張であるスライディング・スケールを導入することを提案した。そして、スライディング・スケールの提唱は一八二四—五年の関税改革、二五年の航海条例の改正をはさんで、二八年穀物法の制定に至るまで、ハスキソンによってくり返されたが、この場合の彼の基本の立場はやはり、穀物の外国依存をできるだけ小さくするということであった。つまり、関税改革・航海条例改正といった自由貿易的政策の実施は、ハスキソンにおいては、外国穀物への依存をできるだけ小さくするための農業への保護と両立しえたのである。

外国穀物への依存をできるだけ小さくするというハスキソンの立場は、自由貿易的政策の実施の後においても明らかである。例えば、一八二五年四月二八日の演説では、関税改革によって工業への保護を減じたのに農業に保護を与え続けることは不公平だという批判に対して、ハスキソンはこう答えている。すなわち、工業の国際競争力は優位にあるが、農業のそれはむしろ劣っており、このように両者の置かれている地位が異なる以上、農業に一定の保護を与

え続けることはやむをえない。「自分は、わが国において農業関係者が占めている地位を弱めようと欲するような者ではない。……自分は、農業勢力のために、彼らの社会の他の者に対する現在の相対的地位が低下を余儀なくされるのを防ぐような保護を与える用意がある<sup>(9)</sup>。更にまた、わが国への輸入が認められる外国穀物にはある限界が存在せねばならぬことも全く明白である」。もちろん、輸入制限はわが国の資本の国外流出をもたらず程厳しくはいけないが(II, p. 397-398. また一八二七年六月一八日の演説もみよ)。

しかしながら、右に引用した二五年の、外国穀物依存の高度化を阻止するという主張も、ヒルトンの研究によれば、一五年穀物法制定当時の、基本的には国内自給を維持するというハスキソンの主張からみれば一定のトーン・ダウンをまぬがれない<sup>(10)</sup>。

一八一四年五月二八日付のハスキソンから彼の選挙区民への手紙という形式で出版されたパンフレット(A Letter on the Corn Laws, by the right hon. W. Huskisson, to One of his Constituents, in 1814, London, 1826 [小林昇氏所蔵])によれば、ハスキソンの穀物法改訂における唯一の目的は近年起つたようなパンの異常な高価格の再発を防ぐことであり、そして、こうした異常な高価格がおきる原因は、「作柄の良い年でさえ、われわれはわれわれ自身の消費に足るだけの穀物を生産していない」ということにある。なぜならば、イギリスの穀物消費の不足を補う外国からの供給は、戦争・天候・通商関係といった理由から極めて不安定であるからである。「したがって、習慣的に自身自身で自らを外国の「穀物」供給から独立させつづけること以外には、平和・戦争時をとわず、われわれが近年たびたび経験した、あの飢饉を生みかねないような「穀物」不足がしばしばくり返されるのを有効に防ぐすべはない。われわれが食べるパンをわれわれの間で生産されたものにしよう」。そして、この場合、穀物の価格は安いにこした

こととはない。<sup>(11)</sup>

右の A Letter におけるハスキソンの穀物自給への熱意は、ヒルトンのいうように極めて強いものがある。ところが、一八一九—二三年の農業不況は、ハスキソンから現在の国内農業のもつ穀物自給能力への信頼を奪ってしまった。<sup>(12)</sup>そして、それと呼応するかのように、二五年頃からハスキソンのカナダ産小麦の重視が目につきはじめる。二五年三月二二日の演説でハスキソンは、航海条例の改正はカナダに大きな利益をもたらし、こうしてイギリスとカナダとの「強固で有益なつながりを永遠のものとする」と論じ、そしてカナダ産小麦を常時五シリングの関税で自由に輸入することを提案している——すなわち「われわれ自身の帝国の一部に対して……その特産品「小麦」をわが国市場からしめだすことを宣言する法ほど不公正なものはない」(II, p. 322, 325-326)——。また同様の主張は同年五月二日にもなされている。そして、二七—二八年にスライディング・スケールが提案された際に、ハスキソンはもちろん植民地産小麦への特惠関税を主張している。

たしかにハスキソンは、カナダ産小麦の五シリングの関税での自由輸入を提案した際に、現在のカナダの小麦輸出量は年五万クォーター以下にすぎないと述べている (II, p. 326)。また別の演説では「いかなる事情の下でも」それは一〇万クォーターをこえないと述べている (II, p. 406-407)。これは、頑固な保護論者へのリップ・サービスとみることもできるが、『物価史』第六巻につけられた付録によれば、カナダからの小麦輸入が四〇万クォーター近くに達した年もあるが (一八四七年)、穀物法廃止以前には多くても二〇万クォーター台であり、また総小麦輸入にしめるカナダ産小麦の割合も最高で一割程度であった。<sup>(13)</sup>しかしながら、外国穀物への依存をできるだけ低くするという立場のなかから——一五年穀物法という強い保護の下でも農業不況が生じたことによって、国内農業の自給能力に一定の

疑念を抱きつつ——、植民地産穀物の低率関税での自由輸入<sup>14)</sup>という主張がでてきた意味は重要である。というのは、当時のイギリスのように自給率がかなり高い状態にあつては（前掲のポーターの算定によれば、二〇年代の自給率は九七パーセント）、わずかの穀物不足分を植民地との自由貿易によって補填することは比較的容易だと考えられたのであり、しかも植民地産穀物によって不足を埋める限りは、穀物の外国依存の増大は国の安定を危くするという従来からの批判を避けることは可能であるからである。つまりこの場合には、植民地との自由貿易は帝国内での穀物供給と両立しうる。したがつてまた、ハスキソンに即していえば、関税改革や航海条例改正という自由貿易的政策と穀物法による農業への保護との間のギャップは、植民地産小麦の自由輸入という政策を介在させることによって、実質的にはそのかなりの部分が埋められたのであつた。カナダ産穀物の低関税での自由輸入という政策が論理的には右のような意味をもつ以上、ハスキソンにとつては植民地カナダの維持は絶対に必要であつた。一八二八年五月二日ならびに七月七日の演説で、ハスキソンがカナダ放棄論を批判して、「イギリスはちいさくならない。イギリスは現在のようであらねばならないか、それとも無かである」と述べ、「いかなるコストを払つてもカナダを保持せよ」と論じた (III, p. 287, 367) 理由は明らかであろう。

そして、穀物の自由貿易を唱えつつも、穀物の外国への依存の危険を考慮にいれて、イギリスの資本と労働とによるカナダでの穀物生産を主張したのがつづいてみるポウレット・スクロウプ（一七九七—一八七六年）であつた。スクロウプの場合には、ハスキソンにはなお存在した国内農業保護という立場はもはや基本的には消失している。スクロウプは、商務省総裁やカナダ知事となつたポウレット・トムソン (Poulett Thomson) を兄にもち、自らも一八三三—一八六八年の期間下院議員であつた。本節で参照するスクロウプの著作は、*Principles of Political Economy, de-*

*ducted from the Natural Laws of Social Welfare, and applied to the present State of Britain, London, 1833*  
(rep. 1969) じゅん。

スクロウプによれば、自由貿易こそ農・工・商業をとわずすべての産業をもっとも奨励する政策である。穀物についていえば、その消費者にとってはそれが国内で生産されたものであろうと外国産のものであろうと、最大量が最小の費用で得られることが最も利益に適う。これがスクロウプの基本的考えである (p. 383-384)。そのうえで、こうした自由貿易主義に植民地主義が接合される。すなわち、イギリスの生産諸力は過去何年来「不自然な過剰という状態 (in a state of unnatural congestion)」にある。過剰な生産力の真只中で単なる生活必需品に事欠く人々が多数存在するという現状においては、生産力の過剰の原因を消費の欠如に求めることはできない。過剰の原因は、増大する資本と労働とを「この小さな島国という狭い限界」のなかに詰めこみすぎて、「植民地が母国の資本と労働とのための有利な用途として与える確実で広範な場面 (field)」を無視してきたことにある。<sup>(15)</sup>したがって、右の経済的問題を解決するためには「政府によって組織される広範で系統的な植民制度」が必要である。しかも、この組織的植民は植民地における農業生産を目的とする場合に、最も有利である。

それは以下の理由にもとづく。現在問題となっている生産力の「過剰」は、産業革命を生んだ高度な工業生産技術から生まれているのであって、これに対して農産物は明らかに不足しており、農業生産力は工業生産力の爆発の上昇からみればむしろ停滞しているといわざるをえない。そして、現在の経済問題が工業生産力の過剰と農業生産力の不足として扱えられる以上、問題の解決は農業生産力の引き上げという前進的方向でおこなわれるべきである。すなわち、農業生産力上昇は食糧の安価をもたらし、食糧の安価は労働階級の工業品需要を増し、こうして過剰な工業生産

力は十分に吸収されうる、また、右の農業生産力の上昇が工業における過剰な資本と労働との充用によってたらされる場合には、過剰な工業生産力の吸収は一層容易である(p. 377, 375, 383, 378-380)。そしてこゝで望まれている農業生産力の上昇とは、右の論理からわかるように、農業生産力上昇のもたらす食糧 $\parallel$ 穀物の安価を意味している。そこで、穀物の安価が目的であれば、それを達成する方法は三つある。(一)イギリス国内農業の拡大、(二)植民地以外の)外国穀物の自由輸入、(三)植民地産穀物の自由輸入がそうである。イギリスはネザールランドやドイツの一・二の領邦とならんで、「土地の不足」が顕在化している国であるから、ここで頼るべき方法は(二)か(三)かである。そして、選ぶべきは(二)よりも(三)である。具体的にいえば、イギリス国内にある過剰な資本と労働とをカナダに植民し、そこで小麦生産を促進し、その小麦を自由輸入するという方法である。というのは、外国穀物をイギリス工業品と交換に輸入する場合には、第一に、穀物という重要な物の調達を外国政府の「意志」に委ねることになり、外国政府が穀物輸出に干渉するという危険が常につきまとう、また第二に、穀物供給が外国での資本・人口・農業技術の発展に依存せざるをえず、イギリスが穀物供給の増大を直接に促進することはできない。これに対して植民地産穀物の自由輸入の場合には、第一に、現在国内では過剰な資本と労働とに対して直ちにエンプロイメントが与えられる、第二に、穀物供給が外国の「意志」や生産事情に依存するのではなくて、「技量・天分・企業心・忍耐力といったよく知られまた試験済みの力をもった、わが国自身の資本と国民と」の支配の下におかれる。しかも、蒸気船の運行がカナダとイギリス本国との間の運送費を大いに引下げることが確実である——以上が外国産穀物より植民地産穀物を優先する理由である(p. 291, 380-382)。

「われわれは以下のことを切望する。すなわち、植民地との商業が、より低い関税率によって外国との商業から区

別されるだけでなく、第一級の重要性をもつ植民地産物への関税がすべて廃止されることによって国内商業と同じ基盤におかれることを。更にまた、われわれのもっとも必要とする物が植民地の無尽蔵の土壌から供給されるのを促進する方策がとられることを」(p. 389)。これが、自由貿易を基本の立場としつつも、穀物の外国依存に伴う危険と国内での資本・労働の過剰とを考慮した場合の、スクロウプの政策的結論であった。しかも、当時のイギリスにおける高い穀物自給率という事実は——たとえそれが穀物法による保護のおかげだという反論をまぬがれないにしても、おそらくは穀物輸出国での輸出能力が小さいという想定に支えられて——、スクロウプに次のような楽観的な言辞を吐くことを可能にした。すなわち、「わが国の工業の改善と内外貿易の拡大とはわが国の農業に刺激的影響をもたらし、この結果、国産食糧 (home-grown food) の供給の増大を生むだけではない——同時に、わが国より豊かに耕作されているか、おおいに貧しく耕作されているかをとわず、他国の住民に対して新しい報酬を与えることによって、これら他国の住民がわれわれの必要とする農産物を新たに生みだすべく (in the creation of those agricultural products which we stand in need) 一層熱心に励むことを促すのである」(p. 252)。この文章がおかれた文脈——すなわち、商業の拡大は新しい嗜好を生む——からしても、右でいう国内で生産が増加する「食糧」とは穀物を含むにちがいないし、また、外国でその生産が刺激される「農産物」とはむしろ、第一必需品である穀物を含まないと考えるのが自然である。スクロウプが外国産穀物よりも植民地産穀物を優先した時に、彼の前提にあった考えは、穀物の自由貿易を外国とおこなおうがそれともそれを植民地に限定しようが、いずれにしてもイギリス本国での穀物生産は減少するところかむしろ増加するということであった。そして、こうした前提のうえで、スクロウプはなおかつ外国産穀物より植民地産穀物を優先したのである。

フリードリッヒ・リストは一八四四年において、イギリスの小麦の不足はわずか一〇—一二日分の消費量にすぎないこと、また同年のカナダ小麦への特惠関税の賦与はアメリカ合衆国の小麦がカナダ經由でイギリスに輸入されるようにすること、こうしてイギリスは穀物に関して△三重の自給組織▽を樹立しつつあることを指摘した。<sup>(47)</sup>このリストの指摘は、一八二〇年代から三〇年代にかけてハスキソンやスクロウプが提唱した政策が、穀物法廃止の直前において見事に実を結んでいたことを示すであろう。<sup>(47)</sup>

(1) J. S. Nicholson, *The History of the English Corn Laws*, 1904, p. 135 ff.

(2) ハスキソンの経済政策論全般についての研究書としては、Alexander Brady, *William Huskisson and Liberal Reform*, 2nd ed., 1967 がある。また、ハスキソンのカナダ産小麦優先策については、北野大吉『英国自由貿易運動史』(日本評論社、一九四三年)第七章もみよ。

(3) G. S. L. タッカーは、一八三〇年に匿名で出版された一著作 (*Essays on Political Economy: in which are illustrated the principal Causes of the present national Distress; with appropriate Remedies*, London) の著者をハスキソンと断定し、*Essays* を自身の序文をつけて復刻した (*The Australian National University*, 1976)。<sup>(48)</sup>しかし、一一八ページにも及ぶタッカーの序文にもかかわらず、*Essays* の著者がハスキソンだと特定する証拠は示されていないように思われる。

なお *Essays* によれば、穀物法は地主のみに利益をもたらし、ファーマーを含む他の諸階級には有害であると批判されるが (eg. p. 255-257, 276-277)、穀物法廃止によってイギリス農業が大きな打撃を被るという恐れは抱かれていない。むしろ、穀物法廃止は農産物価格安定と長期借地の普及とをもたらし、その結果、農業改良が前進し、価格低下・しかし生産量増大のもとで、地主・ファーマーも利益を得ると考えられている (p. 307, 314)。

(4) 一八二〇年五月三〇日の演説で、ハスキソンはリカードの議会演説を批判した。すなわち、リカードは、穀物輸出国での輸出禁止は当国での収入の減少・農業への圧迫をもたらすと主張するが、しかし、もしイギリスが外国穀物依存を高めていて輸入が途絶すれば、イギリスでは「革命と国家の転覆」が生ずる、と (II, p. 46)。<sup>(49)</sup>——外国穀物依存の増大を恐れる点で、ハスキソンはマルサスと同じ立場にある。Brady, *op. cit.*, p. 71.

- (5) Boyd Hilton, *Corn, Cash, Commerce: the Economic Policies of the Tory Governments 1815-1830*, 1977, p. 23, 17. 筆者の紹介をみられたい、『商学論集』(福島大学)第四七卷二号(一九七八年)。
- (6) ハスキソンはこの報告書の起草者であった。次のリカードウの手紙をみよ。「農業委員会の報告書を全体に誉めていただきよろこんでいます。…委員会が解散したときには、ハスキソン氏と私との間には意見の相違点はほとんどなくなっていました」(一八二一年八月二日付の手紙。Ricardo, *Works*, vol. IX, 1952, p. 37. 『リカードウ全集』第九卷、中野正監訳、一九七五年、四〇ページ)。しかし、注(9)に引用するリカードウのハスキソン批判もみよ。
- (7) 例えば、二二年四月二九日、二五年四月二八日、二七年六月一八日、二八年三月三十一日、四月二二日の演説。
- (8) 榎原正治氏は、マルサスの政策的立場を自由貿易が原則で農業保護は例外であると整理された(T・R・マルサスの農業保護論)『琉球大学経済研究』第二二号、一九八〇年)が、こうした立場はハスキソンも共有する。そしてハスキソンにおいては、植民地産穀物の重視という視点があることによって原則と例外とのギャップはマルサスの場合よりはちいさくなるはずである。この点は後述。
- (9) リカードウはハスキソンをこう批判する。すなわち、「彼と私との意見の相違はこうです。彼は農業をその現在の高さに永続的に維持しようというのであり——私はそれを次第に低めてもし貿易が自由であるならばそこに落ちつくはずの水準に導こうというのです」(一八二一年七月八日付の手紙。Ricardo, *Works*, vol. IX, p. 8. 訳八ページ)。この場合、リカードウの「自由貿易」とは土地が特別に課せられている税分の相殺関税(「小麦一クォーターあたり一〇シリング」)を認める。
- (10) Hilton, *op. cit.*, chap. 4.
- (11) *A Letter on the Corn Laws*, by ... W. Huskisson, p. 7-9. (傍点(ハ)は服部)。
- (12) ヒルトンによればその理由は、(一)最近の収穫量は十分だが、それは厳しい不況という犠牲を払ったことにすぎず、この不況は将来の穀物生産を減少させること、(二)アイルランドでの収穫の大きな不安定さ、(三)劣等地のファーマーの脆弱さ、が明らかになったことである(Hilton, *op. cit.*, p. 110-112)。ハスキソンは一八三〇年三月一六日の演説でははっきりとこういっている。すなわち、「平均すれば、われわれは外国穀物の供給なしにはやってゆけな」(III, p. 541-542)。
- (13) Tooke and Newmarch, *A History of Prices*, vol. 6, 1857, p. 452-453; C. R. Fay, *The Corn Laws and Social England*, 1932, p. 131.

- (14) 五シリングという関税は、リカードウのいう自由貿易が許容する関税の半分である。
- (15) このスクロウプの主張は、豊富のなかの貧困を指摘しその原因を生産場面 (Field of production) の不足に求めた E・G・ウェイクフィールドの『イギリスとアメリカ』(一八三三年) とその論理を同じくする。
- (16) 小林昇『経済学史著作集Ⅵ』未來社、一九七八年、一五三、一六一ページ。また、一八四二年にはリストはこう述べている。すなわち、近年、「イギリスはその諸植民地とともに、他のいっさいの国々に依存しない独自の商・工・農業世界を構成する」という方向に進みつつあり、この場合、「カナダがこのイギリス世界「にあってそれ」に穀物を供給することとなる」はずだ、と『同著作集Ⅵ』、一九七八年、六九—七〇ページ)。
- (17) なお、ハスキソンやスクロウプの提唱からほぼ一世紀を経た一九三四年に、C・R・フェイはこう記すことができた。「大ブリテンは再びその帝国自身に——すなわち、カナダ・インド・オーストラリアといった公式帝国諸国からの、またアルゼンチン共和国という経済帝国の国からの「小麦」供給に——依拠して生活している」(C. R. Fay, *Imperial Economy and its Place in the Formation of Economic Doctrine 1600-1932*, 1934, p. 66)。

## 八 おわりに——ふたたび、リカードウとマルサスとの穀物法論争——

以上われわれは、ウィリアム・ジェイコブ、G・R・ポーター、ジェイムズ・ウィルソン、トーマス・トゥック、ジョン・ルーク、J・R・マカロック、J・S・ミル、そしてポウレット・スクロウプといった穀物法批判者の所説をみてきた。<sup>(1)</sup> 彼らが穀物法を批判し自由貿易を提唱した際の共通の前提は、一言でいえば、穀物法を廃止してもイギリス農業への打撃は大きくないということであった。したがって、彼らは、穀物法が廃止されても農業が——穀作が——いってよい——国外に放逐されるなどとは決して考えはしなかったのである。そして、こうした前提の基礎には、ジェイコブのいうヨーロッパ大陸の穀物輸出力の低度と、ポーターの(また当然他の論者も)強調するイギリ

スにおける農業改良の前進とがあった。更に、右の二つの基礎に、ハスキソンやスクロウプの提唱した植民地産穀物優先政策を付け加えるならば、穀物法批判の前提はその現実への適用可能性を一挙に広げるであろう。そして、こうした穀物法批判の前提に基づいて、ルーク、マカロック、ミルにおいて検出された農業改良は地代増大をもたらすという、したがって地主の利害は他の諸階級のそれと調和するという主張が生まれていたのである。

もちろん、われわれのとりあげた穀物法批判者は一九世紀前半のイギリスの自由貿易論者のほんの一部にすぎない。ジェイムズ・ミル、ジョン・ブライト、そして爆発的売行きをしめした『穀物法問答』の著者T・P・トムソン——このパンフレットには次の言葉がある。「国内農業家が一人もいなくても物理的には決して生存不可能ではない」<sup>(2)</sup>——には本稿はまったくふれていない。また、反穀物法同盟の運動についても同様である。しかもウィリアム・グラムプの研究<sup>(3)</sup>が言うように、経済理論家の穀物法反対運動への影響力が実際にはほとんど無であったとすれば、本稿で論じた穀物法批判者の見解を当時における一般の見解とするためにはなお多くの証明が必要であろう。だがわれわれはここでは、穀物法に関する多大な数の著書、パンフレット、議会議事録を読破したうえで、「工業家たちが穀物法の廃止は自分のビジネスの役に立つと期待したという事実は、一八七五年以降に大ブリテンに流入することにない安価な小麦と肉との洪水を彼らが予想したことを意味しない。コブデンを含めて自由貿易論者の誰一人として、人口の極めて大きな部分が外国小麦や外国肉に依存するであろうとは予想しなかった」と書いたD・G・バーンズ<sup>(4)</sup>の文章を再び引用することで満足するより他はない。

さて、以上扱った論者は主に一五年穀物法以降（またリカードウの死以降）に活躍した人物であった。したがって本稿は、一五年穀物法をめぐるリカードウとマルサスとの論争をむしろ後からみることにした。そして、一五年段

階ではのちにハイ・ファームिंगにつながることになる農業改良はまだ進行していなかったから、先にみた穀物法批判の前提の基礎の一つは欠けていたといえる。しかし、この農業改良の進行の未熟という現実を反映しつつも、五年の段階で、穀物法を廃止してもイギリス農業への打撃は小さいと論じたのが、リカードウの『利潤論』と同じ日(一五年二月二四日)に出版されたロバート・トレンズの『対外穀物貿易論』(Robert Torrens, *An Essay on the External Corn Trade*, London [一橋大学所蔵])であった。

トレンズは穀物法の段階的廃止を主張する(p. 341-348)。だがトレンズによれば、穀物の自由貿易はイギリス農業に大きな打撃を与えることはない。すなわち、「農業の友の間に現在存在する〔穀物の自由貿易をおこなえば大打撃を被るといふ〕パニックには何の根拠もなご」(p. 290)。<sup>(5)</sup> というのは、ウイリアム・シェイコプの *Considerations on the Protection required by British Agriculture*, 1814 のように、輸入奨励金まで与えられ過去最高の小麦輸入を記録した一八〇〇年でさえそれはイギリスの二週間分の消費量にすぎなかったし(p. 280-291)、また、以下のような理論的理由があるからである。すなわち、穀物の自由貿易によって穀物価格は下落する、したがって劣等地の耕作の一部は放棄される。しかし、この穀価の下落は他方で穀物の生産費を下落させる。つまり、穀価下落は種子、十分の一税、そして地代を引下げる。更に穀価下落は賃金を下落させ、そうして賃金の下落はすべての商品の価格を引下げるから農業用具の価格も下落する。こうして、穀価下落は穀物生産費を引下げ、極めて劣等な土地のファーマー以外は安くなった穀価の下でも十分利潤をあげることができる(p. 282-288)——つまり、トレンズは、アダム・スミス以来の構成価値説にもとづいて、自由貿易の下での劣等地耕作の放棄にまず、一定の歯止めをかけるわけである。<sup>(6)</sup>

しかも、穀価下落にもとづく賃金の下落は商工業の発展をもたらし、商工業の発展は当部門での競争を激化させ、

商工業利潤率の低下をみちびく。そしてかかる商工業利潤率の低下は、穀物自由貿易→穀価下落→一方での、劣等地耕作の一定の放棄・他方での商工業の発展という「プロセスをある程度逆転」させる。すなわち、以前は低い利潤しか得られないために耕作が放棄された土地も、商工業利潤率の低下の結果、その再耕作が可能となる。トレンズの文章を引用しよう。「工業と商業とは土地に反作用し、最初は土地からとりあげたかみえた労働と資本とを土地に戻す、そしてついには商工業による有力な刺激がない場合に一国家が到達したであろうよりもはるかに高水準の農業の改良に達することを可能にする」(p. 50-51)。そしてこの文章からも想像できるように、トレンズは商工業の拡大が一度は放棄された土地の再耕作はもとより、「既耕地の耕作の高度化」と輸入制限下でも「はるかに広い範囲の耕作」とをもたらすと考えている(p. 311, 252, 51)。そしてその結果は地代の「累積的上昇」であり、こうして地主は輸入制限下でも結局は「より繁栄しまた支配的な地位」を占めることができる(p. 328, 296)。

右のトレンズの議論のなかに、すでに指摘した構成価値説をはじめ、競争による利潤率低下の説明、地代論の不透明といった理論的難点をみることは容易である。しかしともかくもトレンズは、リカードウによってまさに克服されつつあった理論的用具をもちいながらも、穀物法廃止後のイギリス農業の繁栄を理論的に基礎づけようとしたのであった——但し、その理論的基礎づけは、農業改良の進行をくみ入れることがない以上、形式的であったといわざるをえないが——。

こうしてわれわれは、一五年穀物法段階においても、穀物法批判者の一人であったトレンズが穀物法を廃止してもイギリス農業への打撃は小さいと考えていたことを示した。また第一節でみたように、リカードウの『利潤論』も穀物の自由貿易の下でのイギリスの穀物輸入量を「わずか数週間分」の消費量と想定していた。そして、トレンズ、

リカードウの議論に、やはり一五年段階での穀物法批判者エドワード・ウェスト (Edward West) の以下のような議論——すなわち、「ある国が第一必需品〔Ⅱ穀物〕を外国人に依存することには限界がある」、<sup>(8)</sup> というのは、外国での穀物生産の増加は収穫漸減によって穀物価格を引上げ、また国内での穀物生産の減少は穀価を引下げるからである——を加えるならば、一五年段階の穀物法批判者においても本稿が示したその後の穀物法批判者と同様、穀物法批判が農業の国外放逐と結びつくとはおよそ考えられていなかったことがわかるであろう。

リカードウとマルサスとの穀物法論争についての従来のわが国の研究は、一八一五年穀物法についての両者の態度のちがい(それも反対か賛成かといった大まかな態度のちがい)と、一九世紀末の農業大不況期に生じた大量の外国穀物の輸入——イギリス農業の大打撃<sup>(9)</sup> という一八四六年の穀物法廃止から三〇年後の事実とを、結果的に結びつけすぎているように思われる(もともと、大不況は工業の不況も生んでいる)。また、右の事実と『経済学および課税の原理』で示された比較生産費説にもとづく国際分業論とをあまりに直結しすぎているように思われる。この結果、一五年穀物法を批判したりカードウは農業の国外放逐の途を提唱したとみなされ、農工並立々國論を唱えて穀物輸入制限を支持したマルサスとの対立面が特に強調されることになったように思われる。もちろん、ある政策が提唱される場合のその意図とその政策が施行された結果とが峻別されるべきは当然である。しかし、従来の研究は、政策的結果(Ⅱ農業大不況)でもってリカードウの政策的意図を単純化して理解する傾向がなかったであろうか。

(1) 死の半年ほど前の演説(一八三〇年三月二五日)のなかで、ハスキソンは「ランデイド・インタレストに影響を与えることなく穀物法は廃止されよう」(Speeches, vol. III, p. 555)と述べているが、やはり彼を穀物法批判者ということではできな

- (2) [T. Perronet Thompson], *Catechism on the Corn Laws*, 12th ed. 1829 (1st ed. 1827), p. 15. [立教大学所蔵] また次のウェイクフィールドの言葉をみよ。「イギリスの土質、あるいはむしろ氣候は穀物の生産に適するよりも穀物以外の食糧の生産に一層適してゐる」(E. G. Wakefield, *England and America*, 1834, rep. 1967, p. 143. 中野正訳「日本評論社」一九四七年、第二分冊「三三—三六」)。
- (3) William D. Grampp, *The Manchester School of Economics*, 1960.
- (4) D. G. Barnes, *A History of the English Corn Laws 1660-1846*, 1930, rep. 1965, p. 303-328 の文献目録にあげられた著作は約八〇〇点にのぼる。また、ニコルソンの次の言葉をみよ。すなわち、「すべての国は、事実上、自分自身の食糧供給に主に依存しなければならぬ」という考えが、穀物法の廃止に至るまで普及してゐた」(Nicholson, *op. cit.*, p. 126)。
- (5) シェイコプのこの著作は第二節で論じた。一五年段階においてすでに、穀物法批判の前提の基礎の一つをなした外国穀物の輸出能力の低度はトレレンスの注目するところであつたわけである。
- (6) 「世界で最も富んだ市場に近いという大きな自然的保護を有しているのだから、ブリテンの耕作者は——自由貿易による「穀物」価格水準の下落が独占的地代を引下げ、また耕作費用の諸項目を減少させた後には——、その耕作が国の資本と富にとつて有害であるような極めて劣等な土地を占有する場合を除いては、たとえ外国のほうが税負担が幾分軽いとしても、外国生産者との競争を恐れる必要はまったくなく」(p. 292-293)。
- (7) スミス以降リカードまでの諸論者が、程度の差こそあれ、穀物価格—賃金—物価の間の正の関係を承認してゐた事実については、Samuel Hollander, *The Economics of David Ricardo*, 1979, chap. 1 が明快である。
- (8) [Sir Edward West], *Essay on the Application of Capital to Land, with Observations shewing the Impolicy of any Great Restriction of the Importation of Corn*, ..... London, 1815, J. H. Hollander's reprint 1934, p. 36. (橋本比登志訳「穀物価格論」未来社、一九六三年、四七—五〇頁) ももちろん、本文の限りでは、穀物の自由貿易下でのイギリス農業への打撃をどのようにウェストが想定してゐたかは明らかでない。ウェストは、国内での穀物の下落傾向と外国での穀物の上昇傾向との交点を現在の外国での穀物により近いと考えているが (p. 37. 訳四八—五〇頁)、議論は全体として抽象的である。われわれは、「差七当り、七〇シリングあるいはせいぜい七五シリングに維持するほどの保護を与えることが合理的であろう」(p. 42. 訳五六—五七頁) というウェストの具体的提案をこそ重視したい。

穀物法批判の前提（下）

一九〇

(9) 穀物自給率の低下は「週末だけしか自給のできない国民 (a nation of self-suppliers for the week-end only)」と云う言葉を生んだ（小松芳喬『英国産業革命史』一條書店、一九五三年、二八八ページ）。

〔本稿で参照した書物を読むにあたって各図書館の方々、また石橋修一郎、大森郁夫、釜賀雅史、川波洋一、小林昇、杉山忠平、新村聡、深貝保則、藤塚知義、湯川晶夫の各氏には多大の御便宜を賜った。記して感謝したい。〕